

日本野球保全機構

残余財産帰属先リスト

(目的)

第1条 本書は、任意団体日本野球保全機構（以下「本法人」という。）定款第57条第3項および第4項に基づき、
本法人の清算に伴う残余財産の帰属先を定めることを目的とする。

(法的根拠)

第2条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に基づき、
日本国内において男子野球を統括し、またはこれに関連する公益目的事業を行う
非営利法人 に限定して残余財産の帰属先を定める。

(帰属先の限定)

第3条

- 1 本法人の清算に伴う残余財産は、本書に掲げる法人に限り帰属させるものとする。
- 2 本書に掲げられていない法人、団体または個人に残余財産を帰属させてはならない。
- 3 本書は定款と一体として効力を有する。

(帰属先法人)

第4条 残余財産の帰属先として指定する法人は、次のとおりとする。 いずれも 日本国内に所在し、男子野球を統括し、またはこれに関連する公益目的事業を行う非営利法人 とする。

1. 公益財団法人 日本野球連盟
2. 公益財団法人 全日本軟式野球連盟
3. 公益財団法人 日本高等学校野球連盟
4. 公益財団法人 日本中学校野球連盟
5. 一般社団法人 日本野球機構
6. 一般社団法人 日本少年野球連盟
7. 一般社団法人 全国大学野球連盟
8. 一般社団法人 日本独立リーグ野球機構
9. 一般社団法人 北海道ベースボールリーグ
10. 一般社団法人 全日本大学軟式野球連盟

(変更手続)

第5条

- 1 本書の制定および変更は、本法人理事会の決議を経て行う。
- 2 前項の決議に加えて、特別社員の同意を得なければ、本書を変更することはできない。

(禁止事項)

第6条

- 1 本書に掲げられていない法人・団体・個人に残余財産を帰属させることを禁止する。
- 2 本書に掲げられていない法人を追加することはできない。
ただし、前条の手続により本書を改正した場合はこの限りでない。

第7条（施行）

本書は、2026年4月1日より施行する。